

## 広島県 U12 カテゴリー登録運用細則

### (目的)

第1条 この細則は、ミニバスケットボールを楽しむ子ども達が増え続けること、その子ども達がミニバスケットボールを楽しめる環境が充実していくこと、また生涯にわたり、バスケットボールを通じて豊かな人間性を涵養することを目的とし、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、「JBA」という）基本細則の第3章 所属団体、第4章 競技者、第5章 登録および移籍に基づき、一般財団法人広島県バスケットボール協会（以下、「本協会」という）U12 カテゴリー登録に関する必要な事項を定める。

### (対象チーム)

第2条 この細則の対象となるチームは、JBA 基本細則 第3章 所属団体、第2節 加盟チームに定める加盟種別が、U12 カテゴリーのチームで、なおかつ広島県内に主な活動の拠点を持つチームとする。

2 強化を目的として活動するチームの登録は認められない。  
(それぞれに指導者がいるチーム、それぞれに練習する場所があるチーム等の合併しての登録は認められない。)

3 自チームの活動拠点がある次の各地区のいずれかに所属しなければならない。また複数の地区に所属することは認められない。本協会 U12 部会の承認を受け、本協会 U12 部会の権限で割り振る。  
(地区：広島地区、呉地区、尾三地区、福山地区)

### (対象競技者)

第3条 この細則の対象となる競技者は、登録年度の4月1日時点で12歳未満の者とする。ただし、過年齢であっても小学校に就学している競技者の登録は認められる。

2 広島県内の小学校に在籍する者を基本とするが、自宅近隣にチームが存在しない場合は特例として認められる。その場合は、本協会 U12 部会長の了解を得ることとする。

### (競技者登録の条件)

第4条 U12 カテゴリーのチームに登録する場合は、次の1から3の条件をともに満たすこととする。

1 競技者の主たる居住地から当該チームの主たる活動場所まで安全に無理なく集合して活動し、活動後は安全に無理なく帰宅できる範囲のチームであること。

2 競技者の移動中の安全の確保について、当該競技者の保護者が責任をもって行える環境であること。

3 登録及び移籍するチームにおいてチーム規程がある場合は、その規定に従うことのできる者であること。

(移籍)

- 第5条 移籍を行う場合は、本協会の承認を得なければならない。
- 2 チームの強化を目的とする移籍は認められない。(移籍は特別な事情がある選手についてのみ認められる。)
  - 3 JBA U12 カテゴリー移籍運用細則第3条の「これまで登録していたチーム」とは過去に登録していた直近のチームを示し、除籍していた期間があっても移籍に該当する。
  - 4 これまでに登録していたチームが解散・休部などの理由で登録しない場合も移籍に該当する。

(義務)

- 第6条 この細則に基づき登録するチームは、各地区で開催される総会、各種の説明会に参加する義務を有する。
- 2 この細則に基づき登録するチームは、県外への遠征、練習試合を行う際、別に定める窓口にあらかじめ届け出る義務を有する。

(雑則) 本細則の改廃は、本協会 U12 部会を経て U12 部会長が行う。

(附則) この細則は 2021 年 4 月 4 日より施行する。